

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年11月19日

水 曜 日

第 3839 号

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定 1

### 公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 2

○総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定の取消し 4

○開発行為の工事完了

## 告 示

### 富山県告示第487号

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 の規定により告示する。

平成26年11月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県中新川郡上市町伊折字上原 101の 5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び  
上市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

## 公 告

~~~~~

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1  
項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項  
において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添  
付書類を縦覧に供する。

平成26年11月19日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター富山問屋町店

富山市問屋町1丁目80番5ほか、計9筆

#### 2 店舗を設置する者 株式会社カーマ

#### 3 変更事項

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター富山問屋町店 富山市問屋町1丁目80番5  
ほか、計8筆

(変更後) カーマホームセンター富山問屋町店 富山市問屋町1丁目80番5  
ほか、計9筆

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 久田 宗弘 愛知県刈谷市日高町  
三丁目411番地

(変更後) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町

## 三丁目411番地

- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 4,942㎡  
(変更後) 6,530㎡
  - (4) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 建物北側ほか 211台  
(変更後) 建物北側ほか 205台
  - (5) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 建物北東側 64台  
(変更後) 建物北側 34台
  - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 建物内南東側 49.0㎡  
(変更後) 建物内南東側 35.5㎡
  - (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前9時及び午後9時  
(変更後) 午前6時30分及び午後9時30分
  - (8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分～午後9時30分  
(変更後) 午前6時～午後9時45分
  - (9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 6箇所 北側ほか  
(変更後) 5箇所 北側ほか
- 4 変更の日 平成27年7月11日 ほか
  - 5 変更の理由 店舗の増設のため ほか
  - 6 届出の日 平成26年11月10日
  - 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
  - 8 縦覧期間 平成26年11月19日から平成27年3月19日まで
  - 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

### 総合的設計による一団地内の複数建築物に関する計画の認定の取消しについて

次の公告対象区域内の建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条第 1 項の規定による認定について、同法第86条の 5 第 2 項の規定により認定の取消しをしたので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成26年11月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 認定の取消しをした公告認定対象区域  
黒部市三日市字茅堂4016番 1 外 7 筆
- 2 認定の取消しをした日  
平成26年10月30日

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年11月19日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡入善町青木2184番 1			黒部市杵掛3259番地の 13	株式会社辻鉄 工